豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業　質問（令和８年10月13日）に対する回答

No.	該当箇所	質問	回答
1	○調達仕様書 3.4.1 （前提条件） 4.3.1(1)（一般事項） 4.3.4(新旧設備の切り替え)	承認された切替手順書および所定の停止可能時間の範囲内で適正に切替作業を実施したにもかかわらず、既設設備（受変電・計装設備等）の経年劣化や潜在的欠陥に起因して設備トラブルや水運用への支障が生じた場合、受注者に重大な過失がない限り、受注者は原状復旧費用や損害賠償の責を負わないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、受注者が責任を負わないこととなるには、重大な過失がない場合ではなく、設備トラブル等が受注者の責によらない事由に起因する場合に限られます。
2	○契約書（案）0805変更 設計・建設工事請負契約約款第 23 条 3 項～5 項、第 38 条、第 39 条 5 項・6 項	「監督員の指示による破壊検査において、検査の結果、施工部分が設計図書に「適合」していることが確認された場合、設計・建設請負約款第 23 条第 1 項[EL21.1]後段等の趣旨に基づき、当該検査および復旧に直接要した費用は発注者負担となり、必要に応じて工期延長等の協議対象となるものと理解してよろしいでしょうか。	破壊検査並びに復旧に直接要する費用については、設計・建設工事請負契約約款第 23 条第 5 項、第 38 条第 3 項、第 39 条第 6 項の規定によります。なお、工期延長については、当該検査による工期への影響を踏まえ、別途協議するものとします。
3	○契約書（案）0805変更 維持管理約款第 24 条第 2 項 業務委託料の支払い	維持管理約款第24 条第2 項[EL22.1]に基づく支払留保について、是正勧告等の対象が一部の設備や軽微な不備にとどまり、他の大部分の維持管理業務が適正に履行されている場合、支払留保の対象は当該不備の是正に相当する合理的な金額の範囲内に限定され、正常に履行された業務部分に対する委託料はお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	是正勧告等の対象となった不適合の内容、当該不適合が業務履行に与える影響の程度その他の状況を踏まえ、支払留保の対象及び範囲を個別に判断します。
4	○契約書（案）0805変更 本契約頭書 7（前払金支払限度額） 本契約頭書 8（支払限度額及び出来高予定額）特に定めた契約条件	各年度の実際の出来高が年度当初の支払限度額（支出予算）を上回った場合、円滑な事業遂行を確保する観点から、「特に定めた契約条件」第 1 項(2)[EL23.1]等の趣旨に基づき、債務負担行為の年度間調整や出来高に応じた支払時期の調整等について、発注者・受注者間で柔軟に協議・調整させていただけるという理解でよろしいでしょうか。	各年度の支払限度額については、「特に定めた契約条件」第１項(２)のとおり、各年度の支出予算の範囲内となります。なお、前払金、中間前払金及び部分払については、設計・建設工事請負契約約款及び「特に定めた契約条件」の規定に基づき、必要な手続きを行います。

5	○契約書（案）0805 変更 基本条項第 3 条 3 項 ○調達仕様書 仕様書 1.4	経済安全保障推進法に基づく国への届出・事前審査の結果、特定重要設備の導入中止勧告や仕様・供給者の変更指導、または国の審査長期化等に伴う工程遅延が生じた場合、 受注者の責に帰すことができない事由によるものとして、約款第 25 条に基づく設計図書の変更、第 28 条に基づく工期延長、および第 29 条に基づく増加費用[EL24.1]について、発注者・受注者間にて協議の上適切にご対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。	受注者の責に帰すことができない事由により、工期及び費用への影響が生じる場合は、設計・建設工事請負契約約款第 25 条、第 28 条及び第 29 条その他関係規定に基づき、その取扱いについて、協議することも含め適切に対応する想定です。
6	契約書（案）0805 変更 事業契約書（案） 8 支払限度額及び出来高予定額	事業者への支払いは各年度の支出予算の範囲内とありますが、予算の範囲（上限額）を教えていただきたい。	毎年度 4 月の変更契約において、支払限度額と出来高予定額をお示しします。
7	毎年度 4 月の変更契約において、支払限度額と出来高予定額をお示しします。	維持管理業務について、調達仕様書では「費用が変更となった場合、原則として変更は行わない」旨記載されているが、事業契約書内の【別紙 2】では、物価変動を考慮した業務委託費の改定が記載されている。こちらについては、実施時に計画時と比べて物価上昇によらない費用が増加した場合は変更を行わないが、物価変動分については考慮するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

豊川浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業　質問（令和 8 年 10 月 26 日）に対する回答

No.	該当箇所	質問	回答
1	●調達仕様書 6.1 事業完了時の確認	調達仕様書 6.1 における承諾基準について（経年劣化の許容） 『国土交通省『水道施設機能診断の手引き』にも示されている通り、適正な保守管理を実施していても長期間の運用に伴う設備の経年劣化は技術的に避けられないものと認識しております。 従いまして、最終年度における「本仕様書及び技術提案書で示した性能を発揮できる機能を有し」との確認基準は、適正な保守点検・修繕が行われ、プラントの運転・監視制御に必要な機能が正常に維持されている状態を指し、「適正な維持管理を前提とした通常の経年劣化や機能水準の低下は許容される」という理解で宜しいでしょうか。』	適正な維持管理を前提とした通常の経年劣化や機能水準の低下であっても、事業完了時において、「本仕様書及び技術提案書で示した性能を発揮できる機能を有していること」が必要です。なお、「本仕様書及び技術提案書で示した性能を発揮できる機能を有していること」の具体的な確認基準及び確認方法については、調達仕様書に詳細な定めがないことから、維持管理期間中の設備の運用状況、劣化状況及び技術提案内容等を踏まえ、必要に応じて発注者と受注者が協議の上定めるものとします。
2	●調達仕様書 3.4 設計業務の要求水準 3.4.2(5) 基本条件 6.1 事業完了時の確認 ●契約書案 維持管理委託契約約款 第 25 条の 2 契約不適合責任	調達仕様書 3.4.2(5)における事業完了後の責任・費用負担について 『調達仕様書 3.4.2(5)において、「使用する機器は、維持管理期間中に必要に応じた修繕(更新)を実施し、消耗品の交換を除き、事業完了後 5 年程度の使用に耐え、製造中止等により修繕対応が不可とならないようにすること。」と記載されております。 一方で、維持管理委託契約約款第 25 条の 2 第 1 項において契約不適合責任の対象となる「目的物」は修繕業務に係るものに限られており、かつ調達仕様書 6.1 に基づく事業完了時の確認結果報告書の承認をもって維持管理業務は完了・引継ぎとなります。 つきましては、調達仕様書 3.4.2(5)の記載は、設計・機器選定および維持管理期間中の修繕・更新計画における目標・水準を定めたものであり、本事業完了後における設備の修繕・更新等について、受注者が維持管理委託契約約款	ご理解のとおりです。もっとも、「事業完了後 5 年程度」という期間については、事業終了時に部品供給が途絶える事態を避けるためのものであり、20 年間の事業期間終了時に必要な部品を確保し、その後の 5 年間の修繕に対応できる体制を整えていただくことを想定しています。また、No.1 の回答のとおり、別途定める事業終了時の確認基準を満たしている必要はあります。

		第 40 条の 2 第 2 項に定める別段の保証義務や無償での修繕義務等を負うものではなく、事業完了後の修繕・更新費用は発注者負担（または別途有償での対応）となると理解してよろしいでしょうか。』	